

令和 7 年 3 月

関 係 各 位

名古屋市健康福祉局長

福祉避難所の設置・運営へのご協力のお願い

日頃は本市の福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。本市では、南海トラフ巨大地震を始めとする大規模災害への事前の備えとして、避難に際し配慮の必要な方（障害のある方、要介護・要支援認定のある方等）を対象とした「福祉避難所」の指定又は協定を締結（以下、「指定等」という。）することを推進しているところです。

福祉避難所は、身体等の状況や医療的ケアの面で、入院や介護施設への入所の必要はないものの、小中学校等の一般の指定避難所では、段差・トイレ等で生活に支障をきたす方に避難していただく施設です。

発災後、災害のおそれがなくなり、警報等が解除された時点で速やかに開設し、原則として当該施設のサービス利用者とその家族のうちあらかじめ特定した方を速やかに受け入れる指定福祉避難所と、一般の指定避難所に避難していただいた後に、その方々の状況を確認した上で移動していただく協定福祉避難所があります。

福祉避難所は、東日本大震災や平成 28 年熊本地震や令和 6 年能登半島地震においても被災地の各地に設置され、要配慮者の避難支援対策の中でも重要な役割を担っています。

福祉施設・事業所の皆様におかれましては、福祉避難所の指定等についてご検討くださいますようお願い申し上げます。

もし、ご検討いただける場合は、下記 URL、QR コード「福祉避難所に関する意向調査」（所要時間 5 分程度）にご回答いただきますようお願いいたします。

福祉避難所の概要につきましては回答フォーム内参考資料をご参照ください。

回答フォームはこちら



<https://logoform.jp/form/mX9C/382859>

スマートフォンやパソコンを使って、URL または QR コードからアクセスし、ご回答ください。

(参考) 福祉避難所指定等か所数

228 か所（令和 6 年 3 月 31 日現在）

指定等対象となる事業所種別（名古屋市内にある福祉施設・事業所が対象）

高齢者施設・介護サービス事業所

1 通所介護	12 特別養護老人ホーム
2 地域密着型通所介護	13 地域密着型特別養護老人ホーム
3 予防専門型通所サービス	14 介護老人保健施設
4 ミニデイ型通所サービス	15 介護医療院
5 運動型通所サービス	16 特定施設入所者生活介護
6 通所リハビリテーション	17 地域密着型特定施設入所者生活介護
7 認知症対応型通所介護	18 養護老人ホーム
8 小規模多機能型居宅介護	19 軽費老人ホーム
9 看護小規模多機能型居宅介護	20 ケアハウス
10 短期入所生活介護	21 住宅型有料老人ホーム
11 短期入所療養介護	22 サービス付き高齢者向け住宅

障害者（児）施設・障害福祉サービス（障害児通所支援）事業所

23 生活介護	32 児童発達支援
24 自立訓練（機能訓練）	33 放課後等デイサービス
25 自立訓練（生活訓練）	34 共同生活援助
26 就労移行支援（一般型）	35 短期入所
27 就労継続支援（A型）	36 宿泊型自立訓練
28 就労継続支援（B型）	37 施設入所支援
29 療養介護	38 福祉型障害児入所施設
30 地域活動支援事業	39 医療型障害児入所施設
31 医療型児童発達支援	

【本件のお問い合わせ先】 名古屋市健康福祉局監査課

TEL 052-972-2510 Fax 052-972-4150

E-mail: a2510-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

福祉避難所とは

福祉避難所とは、自宅が被害を受けて生活できない方のうち、一般の指定避難所や福祉避難スペースでの生活が困難な要配慮者（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方）を対象とした避難所であり、バリアフリー等の設備・体制が整った社会福祉施設等を利用して開設されます。本市の福祉避難所には、指定福祉避難所と協定福祉避難所があります。※指定福祉避難所と協定福祉避難所の相違点については、資料2参照

指定福祉避難所・協定福祉避難所

社会福祉事業を行う事業所のうち、次に掲げる基準を満たす施設を、指定福祉避難所として指定又は協定福祉避難所として協定を締結させていただきます。

<指定福祉避難所・協定福祉避難所共通>

- ① 土砂災害（特別）警戒区域の区域外に位置すること
- ② 耐震構造の建築物で、原則としてバリアフリー化がされていること
- ③ 避難者用スペース（1人当 2 m²）が確保でき、利用にあたり無料であること

<指定福祉避難所>

- ④ 速やかに、特定の要配慮者の受け入れ、生活関連物資を避難者に配付することが可能な構造又は設備を有するものであること
- ⑤ 耐火構造の建築物であること

<協定福祉避難所>

- ④ 一般の指定避難所において、行政職員が振り分けをした要配慮者の受け入れが可能な構造又は設備を有するものであること

- ※ 福祉避難所を開設しながら通常事業を再開することは差し支えありません（再開にあたっては事業所管課にご相談ください）。
- ※ 想定している事業所は、主にデイサービス等通所事業を行う施設ですが、特別養護老人ホーム等入所施設についても、入所者（緊急入所を含む）の処遇に支障がない範囲でご検討ください。

福祉避難所の対象者

身体等の状況や医療面でのケアの必要性から介護保険施設や病院等へ入所・入院するに至らない方であって、避難所での生活において配慮を必要とする方とします。

対象者を介助する方も、対象者本人とともに福祉避難所に避難することができます（介助者は1人までとし、要配慮者数には算入しません）。※対象者の避難の流れについては、資料3参照

車いす利用者や一人での移動が困難な方など、小・中学校では段差があつてトイレに行けないような方のために、ハード面で適している避難所に移ってもらうということを想定したもので、福祉避難所自体に対象者の介護をお願いするものではありません。

福祉避難所の事業内容

- ① 福祉避難所の設置、維持及び管理【夜間の宿直を含め1人以上の配置】
〔以下は個々の事業所の状況に応じて事前に取り決めます〕
- ② 被災した要配慮者の福祉避難所への移送
- ③ 被災した要配慮者や家族からの相談を受けたり、福祉・保健医療サービスを受けられるよう関係機関への連絡調整（要配慮者を概ね10人受け入れ、相談員を1人配置した場合に限る）
- ④ 食事の提供や生活必需品の支給

災害救助法が適用され、法による救助とみなされるものにかかる費用については、全額を市が負担します。

福祉避難所制度の主な相違点

名 称	指定福祉避難所	協定福祉避難所
対 象 者	原則として高齢者及び障害者の通所施設のサービス利用者とその家族	発災後に一般の避難所において行政職員が振り分けをした要配慮者とその家族
開 設 の タ イ ミ ン グ	発災後、災害のおそれがなくなり、警報等が解除された時点で速やかに開設	発災後、4日目以降を目標
避 難 方 法	在宅避難ができない場合や危険が迫っている場合は最寄りの指定緊急避難場所へ避難し、災害のおそれがなくなった後、速やかに避難	まずは一般の避難所へ避難し、そこで行政職員が福祉避難所の対象者を振り分けした後、福祉避難所へ移送
避 難 支 援	発災後、行政からの依頼を待つことなく、施設は安否確認及び避難支援を行う	発災後、行政から依頼があった場合に、施設は可能な範囲で移送に協力
物 資 の 備 蓄	原則として食糧、水等の3日分を施設にて予め備蓄 (補助制度を令和4年度より開始)	4日目以降の開設のため、開設に併せて行政が運び入れる (福祉避難所には備蓄しない)
公 表 ・ 公 示	名古屋市地域防災計画に掲載するが、広く公表はしない 施設名、所在地、受け入れ対象者を公示	名古屋市地域防災計画に掲載するが、広く公表はしない
費 用	災害救助法による救助とみなされるものにかかる費用について全額を市が負担	同左

要配慮者の避難支援のイメージ

